

在外選挙人に最高裁判所裁判官国民審査の投票をさせたことについて

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票所において、在外選挙人1人に対し最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙を誤って交付し、投票させる事案が発生しました。

本件につきましては、市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

1 発生日

令和3年10月20日（水） 午前9時30分頃

2 場所

緑区合同庁舎期日前投票所（神奈川県第14区選挙区）
所在地 相模原市緑区西橋本5丁目3番21号

3 概要

当該期日前投票所において、一時帰国した在外選挙人からの投票の申入れに対し、衆議院小選挙区選出議員選挙及び比例代表選出議員選挙のほか、投票の対象とならない最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙を交付し、投票させてしまったものです。

同日午後7時30分頃、投票録作成時に、在外選挙人の投票の状況について記載する際に誤りが判明したものです。

4 原因

在外投票について、区選挙管理委員会事務局職員から期日前投票事務従事者への指示が不十分であったことが原因です。

5 再発防止策

特殊な投票の取扱いについては、区選挙管理委員会事務局職員が選挙事務従事者に対して的確に指示を行い、確認をしあいながら事務を進めることを徹底し、再発防止を図ります。

今後開設する期日前投票所の増設会場及び当日投票所においても同様の対応を徹底してまいります。

【参考】

○在外選挙制度について

仕事や留学などで海外に住んでいる人が、外国にしながら国政選挙に投票できる制度を「在外選挙制度」といい、これによる投票を「在外投票」といいます。

在外投票ができるのは、日本国籍を持つ18歳以上の有権者で、在外選挙人名簿に登録され在外選挙人証を持っている人です。

○在外選挙制度の対象となる選挙について

衆議院議員及び参議院議員の選挙が対象であり、最高裁判所裁判官国民審査は在外選挙の対象ではありません。

- ・平成10年5月の公職選挙法改正により在外選挙創設
- ・平成12年5月以降の国政選挙の比例代表選出議員選挙から対象
- ・平成18年6月の公職選挙法改正により衆議院小選挙区選出議員選挙及び参議院選挙区選出議員選挙の投票も対象

○投票の方法について

投票の方法には、日本大使館・総領事館等の在外公館で行う「在外公館投票」、郵便等によって行う「郵便等投票」、選挙の際に一時帰国した人や帰国後間もないため国内の選挙人名簿にまだ登録されていない人が行う「日本国内における投票」があります。

問合せ先

緑区選挙管理委員会事務局

直通電話 042-775-8820

対応責任者 畑 安藤